

公 共

設 計 図 書
(特記仕様書・位置図・工事数量総括表)

2026 年度施行

港町地区船入澗-2.0m物揚場付帯施設改修工事

網走市

特

記

仕

様

書

特記仕様書

- 20 一般事項
01 適用
01 共通仕様書
- 当該工事は、『北海道建設部土木工事共通仕様書』（以下「土木工事共通仕様書」という。）に基づき施工すること。
- 02 土木工事積算基準等
- 1 当該工事の設計図書は、北海道建設部が制定した次の積算基準等に基づき作成している。
 - (1) 一般土木工事
「土木工事積算要領」、「土木工事積算基準」、「土木工事工種体系化の手引き」
 - (2) 漁港工事
「漁港関係工事積算基準」、「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
 - (3) 下水道工事
「土木工事積算要領（下水道編）」、「土木工事積算基準」、「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
 - 2 「土木工事積算基準」及び「漁港関係工事積算基準」において定めている諸基準に基づき次のとおり扱っている。
 - (1) 機械施工と人力施工等の施工方法や区分は設計図面等から判断し、機械施工が困難である場合を除き、機械施工を標準として積算している。
 - (2) 特記仕様書等で別途明示している場合を除き、各基準において定めている標準工法・標準機種で積算している。
 - (3) 上記（１）（２）については、受注者の任意施工を拘束するものではない。
ただし、現場条件等がこれにより難しい場合には、必要に応じて設計変更する。
 - 3 「土木工事工種体系化の手引き」、「漁港関係工事工種体系化の手引き」及び「下水道工事工種体系化の手引き」において定めている事項を、設計図書の規格・摘要欄に明示しているが現場条件等に差異が生じた場合には、設計変更の対象とする。
 - 4 当該工事の数量算出書は、北海道建設部が制定した次の土木工事数量算出要領等に基づき作成している。
 - (1) 一般土木工事
「土木工事数量算出要領」
 - (2) 漁港工事
「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
 - (3) 下水道工事
「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

特記仕様書

- 5 本設計図書は、北海道建設部が制定した「北海道建設部営繕工事積算要領」に基づき作成している。
- 6 特記仕様書に記載されていない事項について
図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「改修標準仕様書」という。)、「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という。)及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(最新版)」による。

03 概数

- 1 「概数として扱う数量一覧表」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確認ができない場合を除き、現地調査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること。
- 2 概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。
なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。
- 3 「概数として扱う数量一覧表」で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱う場合がある。
- 4 当該工事において、設計変更図書の作成(設計変更図面の作成及び工事数量の算出)を受注者に行わせることがある。
- 5 当該工事のうち交通誘導警備員数は、受注者より提出された工程管理(ネットワーク等)を基に工事監督員と協議して数量を確定する。

08 現場環境改善(選択) 漁港

- 1 現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。
- 2 現場環境改善の実施内容は、次の各項目(仮設費関係、安全費関係、営繕費関係、役務費関係、防災・危機管理関係、担い手育成関係)から選択することとし、具体的な実施内容や実施時期については、施工計画書を提出する時に工事監督員と協議すること。
- (1) 仮設費関係
(1) 垂れ幕(横断幕)

特記仕様書

- (2) 工事看板（説明板・案内板・PR看板）
- (3) 緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）
- (4) ライトアップ
- (2) 安全費関係
 - (1) 器具美装化（バリケード）
 - (2) 器具美装化（転落防止柵（足場・安全ネット））
 - (3) 器具美装化（工事標識）
 - (4) 器具美装化（安全標識）
 - (5) 器具美装化（照明）
 - (6) 器具美装化（安全機器（カラーコーン・回転灯））
 - (7) 器具美装化（安全具（救命胴衣・救命浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器））
 - (8) 清掃費
 - (9) 熱中症予防（暑さ測定器具、遮光ネット、ドライミスト発生器具、ミスト扇風機、作業場用大型扇風機、送風機、エアコン、給水器、シャワー室、冷蔵庫、製氷機、自動販売機、日除けテント、簡易休憩所、休息車、クーラーボックス、熱中症対策バンド）
 - (10) 防寒対策（暖房設備、防寒服、防寒具）
- ※(9)、(10)の()内の項目以外における現場の施設や設備に対する熱中症予防・防寒対策については、別途現場環境改善費にて積み上げ計上を行う事ができる
- (3) 営繕費関係
 - (1) 設備美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎）
 - (2) インフォメーション施設の設置及び管理運営
 - (3) 行事の開催
- (4) 役務関係
 - (1) 現場環境改善に係る土地借上げ及び道路等の占用に要する費用
- (5) 防災・危機管理関係
 - (1) 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）に使用する作業船・重機の燃料費
 - (2) 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）に使用する作業船・重機の回航えい航費・運搬費
 - (3) 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）に使用する資機材の費用
- (6) 担い手育成関係
 - (1) 現場見学会の開催・見学用設備
 - (2) パンフレット・工法説明ビデオ
 - (3) 出張講座の資料作成

特記仕様書

3 工事完了時には、現場環境改善の実施状況が確認できる写真を提出すること。

16 CALS/EC（率に含まれる場合）

1 電子納品

- （１）当該工事は電子納品対象とする。電子納品にあたっては、網走市電子納品の手引き（案）【工事編】（以下、「手引き【工事編】」という）に基づき、工事監督員と協議の上、電子化の範囲を決定しなければならない。これにより難しい場合には、協議の上、従来の納品とする。
- （２）工事完成図書は、手引き【工事編】に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で1部と製本1冊を提出する。
なお、手引き【工事編】の解釈に疑義がある場合は、担当員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。
- （３）工事完成図書の提出にあたっては、電子成果品事前チェックシート等による確認や目視による確認を行い、ウイルス対策を実施した上で提出するものとする。

2 その他

電子納品及び工事施工中の情報共有の遂行にあたり疑義が生じた場合は、工事監督員と十分協議すること。

21 工程関係

02 他工事の影響

01 他の工事による施工時期の制約（開始時期）

当該工事区間は、漁業関係利用者の利用があるため、10月下旬からの着手を想定している。
工事施工開始時期については、利用者と協議の上確定する。

03 施工の制限内容

14 水中コンクリートの打設回数及び日当り打設量

当該工事における水中コンクリート等の施工（型枠・コンクリート打設など）については、サイクル数を2回、平均日当打設量を50m³未満（50～100m³未満、100m³以上）とし積算している。

受注者は、工程管理や現場条件等によりサイクル数を変更する場合には、施工計画書の提出時及び打設計画変更時に、工事監督員と協議すること。

施工時期の制限や現場条件等により、必要に応じて設計変更を行う。

13 令和6年度 月単位の週休2日工事

02 令和6年度 月単位の週休2日工事【現場閉所】の実施について【漁港工事】

特記仕様書

1. 本工事は、月単位の「週休2日工事」の対象工事である。
2. 受注者が月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努めること。
3. 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。
対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間及び夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まない。工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。
4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
5. 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。
6. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
7. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。
8. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
9. 現場閉所の達成状況を確認した結果、月単位の4週8休に満たない場合、補正を減ずる設計変更を行う。同一工事において海上作業と陸上作業が混在する工事の場合は、それぞれの週休2日確認対象期間に対する現場閉所日数を合算し算出する。
 - 1) 現場の閉所状況
月単位の4週8休以上
 - 2) 補正方法
当初予定価格から月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価に乘じ、現場閉所の達成状況を確認した結果、月単位の4週8休に満たない場合、補正の対象としない。
10. 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
アンケートフォームURL:https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/syuukyuufutuka_ssl/

特記仕様書

- 1 1. 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

27 建設副産物・廃棄物関係

01 発生土の工事間利用・仮置条件

01 発生土の搬出先

当該工事の発生土は、大曲湖畔園地（網走市字三眺24）に搬出すること。

05 副産物・廃棄物の処理条件

01 舗装の切断作業時に発生する排水について

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。

回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理すること。

02 特定建設資材廃棄物の処理条件

分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファルト・コンクリート塊）は、次のとおり再資源化等を実施することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。

また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

1 コンクリート塊

（1）処分場所：(株)ナカジマ 網走市字鱒浦78-4（受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定）

（2）運搬距離：片道運搬距離6.3km

2 アスファルト

（1）処分場所：美幌アスコン(道路工業(株)) 網走郡美幌町稲美200-9（受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定）

（2）運搬距離：片道運搬距離31.6km

04 北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という。）について

- 1 当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合、または中間処理場に搬入する場合で、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入された場合においても、循環税が課税されるので適正に支払うこと。

特記仕様書

2 当該工事では循環税相当額を見込んでいる。

30

その他

03

支給材、貸与品等

01

支給材料の内容

支給材料は、次のとおりである。

なお、受領後に受領書を提出すること。

1 名称：防舷材

(1) 規格 : 150mmH V型 1.5m／基

(2) 数量 : 5基

(3) 引渡場所：網走市建設港湾部港湾課港湾管理係 倉庫（網走市港町130 内）

12

策定歩掛

01

策定歩掛

当該工事の内容には、一部見積りによる策定歩掛で積算しているため、次のとおり試験施工を行うこと。

1 試験施工

下記に示す「見積策定歩掛」については、受注者が希望する場合は、着手前に工事監督員立会のうえ、試験施工を行うこと。

・コアドリル工 Φ100 単位「m」

・コアドリル工 Φ150 単位「m」

・水中コアドリル工 Φ100 単位「m」

・水中コアドリル工 Φ150 単位「m」

・水中ワイヤーソー工 単位「m²」

2 実績報告

試験施工を行った場合は、設計書の有無に関わらず、工事全体での実績を報告すること。

18

その他

01

設計図書に明示のない取扱い

設計図書に定めのない事象が生じた場合は、工事監督員と別途協議をすることとし、必要に応じて設計変更を行う。